

1 教育委員



福島京子委員長



三宅けい子委員
(委員長職務代理者)



牧野利一委員



遠藤一紀委員



池谷眞徳教育長

役職名	氏名	任期
委員長	福島京子	平成24年3月18日～平成28年3月17日
委員	三宅けい子	平成23年12月16日～平成27年12月15日
委員	牧野利一	平成24年12月26日～平成28年12月25日
委員	遠藤一紀	平成25年4月1日～平成29年3月31日
教育長	池谷眞徳	平成24年4月1日～平成27年7月6日

2 歴代教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
宇佐美 理 作	S23. 11. 1	S30. 12. 3	金 子 重太郎	S40. 12. 21	S47. 2. 2
長 村 政 雄	S23. 11. 1	S32. 9. 30	河 野 佐登肆	S43. 6. 22	S49. 9. 30
佐 野 彌三郎	S23. 11. 1	S26. 3. 28	田 村 耕 一	S47. 12. 25	S49. 5. 15
小 澤 靖	S23. 11. 1	S25. 11. 10	窪 田 信 子	S47. 12. 25	S53. 3. 22
惟 村 光 義	S23. 11. 1	S25. 5. 7	三 沢 久 保	S47. 12. 25	S51. 12. 24
米 山 秀次郎	S25. 5. 29	S26. 4. 3	塩 川 隆 司	S49. 10. 1	S63. 2. 1
橋 本 政 信	S25. 11. 11	S29. 11. 1	戸 塚 晴 秋	S49. 10. 1	S59. 12. 24
鈴 木 久 芳	S26. 5. 15	S38. 3. 30	角 田 力 松	S50. 10. 16	S62. 10. 16
横 関 欽	S26. 5. 23	S30. 3. 31	滝 川 昇	S51. 12. 25	S54. 10. 13
佐 野 一 義	S28. 11. 10	S30. 12. 3	小 林 祐一郎	S53. 7. 21	S61. 8. 8
遠 藤 な つ	S29. 11. 1	S30. 12. 3	小 林 茂 雄	S55. 12. 25	H 4. 12. 25
渡 辺 儀 八	S30. 4. 1	S30. 12. 3	田 口 哲	S62. 7. 7	H 6. 3. 31
後 藤 準 一	S30. 4. 3	S30. 7. 24	寺 田 政 弘	S63. 3. 18	H 8. 3. 17
山 下 健 藏	S30. 12. 23	S31. 9. 30	栗 田 収 藏	S59. 12. 25	H 8. 12. 25
土井 武 明	S30. 12. 23	S33. 9. 30	高 橋 昇	S62. 12. 8	H11. 12. 15
遠 藤 鐵 雄	S30. 12. 23	S31. 9. 30	清 水 薫	H 4. 12. 26	H12. 12. 25
小長谷 宗 芳	S30. 12. 23	S31. 9. 30	藤 井 國 利	H 6. 4. 1	H15. 7. 6
小長谷 鯛 治	S31. 2. 1	S31. 9. 30	石 川 久 男	H 8. 3. 18	H16. 3. 17
佐 野 鎌 一	S31. 10. 1	S33. 5. 29	四 條 淳 人	H 8. 12. 26	H16. 12. 25
成 田 錦四郎	S31. 10. 1	S35. 9. 30	三 浦 護 之	H11. 12. 16	H19. 12. 15
滝 口 好 幸	S31. 10. 1	S35. 9. 30	深 澤 トシ子	H13. 4. 1	H17. 3. 31
中 村 嘉四郎	S32. 10. 1	S33. 9. 20	大 森 衛	H15. 7. 7	H19. 7. 6
吉 沢 庄 藏	S33. 10. 1	S34. 9. 30	永 松 郁 子	H16. 3. 18	H20. 3. 17
石 川 静 隆	S33. 10. 1	S37. 9. 30	松 村 祐太郎	H16. 12. 26	H20. 12. 25
石 川 省 三	S33. 10. 1	S36. 9. 30	遠 藤 一 紀	H17. 4. 1	
井 出 繁	S35. 11. 17	S39. 11. 16	佐 野 敬 祥	H19. 7. 7	H24. 3. 31
石 井 真 峯	S35. 10. 28	S39. 10. 27	加 藤 康 雄	H19. 12. 16	H23. 12. 15
三 上 仙 造	S36. 10. 1	S40. 9. 30	福 島 京 子	H20. 3. 18	
若 林 焄	S38. 7. 16	S43. 5. 13	久 保 田 進	H20. 12. 26	H24. 12. 25
吉 田 義 誠	S38. 7. 15	S50. 10. 15	三 宅 けい子	H23. 12. 16	
岩 辺 稻 子	S39. 12. 25	S47. 12. 24	池 谷 眞 徳	H24. 4. 1	
遠 藤 熊 男	S39. 12. 25	S47. 12. 24	牧 野 利 一	H24. 12. 26	

3 歴代教育委員長

代順	氏名	就任年月日	退任年月日	代順	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	宇佐美 理 作	S23. 11. 1	S24. 10. 30	36	戸 塚 晴 秋	S54. 12. 25	S55. 12. 24
2	佐 野 彌三郎	S24. 11. 1	S25. 11. 10	37	戸 塚 晴 秋	S56. 1. 8	S57. 1. 7
3	長 村 政 雄	S25. 11. 11	S26. 10. 31	38	戸 塚 晴 秋	S57. 1. 8	S58. 1. 7
4	長 村 政 雄	S26. 11. 1	S27. 10. 4	39	戸 塚 晴 秋	S58. 1. 8	S59. 1. 7
5	橋 本 政 信	S27. 10. 9	S28. 8. 12	40	戸 塚 晴 秋	S59. 1. 8	S59. 12. 24
6	横 関 欽	S28. 8. 13	S29. 8. 12	41	小 林 祐一郎	S59. 12. 25	S60. 12. 24
7	鈴 木 久 芳	S29. 8. 13	S30. 3. 31	42	角 田 力 松	S60. 12. 25	S61. 12. 24
8	後 藤 準 一	S30. 4. 3	S30. 7. 24	43	小 林 茂 雄	S61. 12. 25	S62. 12. 24
9	佐 野 一 義	S30. 7. 24	S30. 12. 3	44	栗 田 収 藏	S62. 12. 25	S63. 12. 24
10	山 下 健 藏	S30. 12. 23	S31. 9. 30	45	栗 田 収 藏	S63. 12. 26	H 1. 12. 25
11	成 田 錦四郎	S31. 10. 1	S32. 9. 30	46	高 橋 昇	H 1. 12. 26	H 2. 12. 25
12	滝 口 好 幸	S32. 10. 1	S33. 9. 30	47	小 林 茂 雄	H 2. 12. 26	H 3. 12. 25
13	石 川 省 三	S33. 10. 1	S34. 9. 30	48	寺 田 政 弘	H 3. 12. 26	H 4. 3. 17
14	石 川 省 三	S34. 12. 26	S35. 10. 26	49	寺 田 政 弘	H 4. 3. 18	H 5. 3. 17
15	鈴 木 久 芳	S35. 10. 26	S36. 10. 19	50	栗 田 収 藏	H 5. 3. 18	H 6. 3. 17
16	鈴 木 久 芳	S36. 10. 20	S37. 10. 19	51	高 橋 昇	H 6. 3. 18	H 7. 3. 17
17	鈴 木 久 芳	S37. 10. 20	S38. 3. 30	52	清 水 薫	H 7. 3. 18	H 8. 3. 17
18	石 井 真 峯	S38. 8. 20	S39. 8. 10	53	栗 田 収 藏	H 8. 3. 18	H 8. 12. 25
19	三 上 仙 造	S39. 8. 11	S40. 9. 30	54	高 橋 昇	H 8. 12. 26	H 9. 12. 25
20	遠 藤 熊 男	S40. 10. 5	S41. 10. 4	55	清 水 薫	H 9. 12. 26	H10. 12. 25
21	遠 藤 熊 男	S41. 12. 12	S42. 12. 11	56	石 川 久 男	H10. 12. 26	H11. 12. 25
22	遠 藤 熊 男	S42. 12. 12	S43. 12. 24	57	四 條 淳 人	H11. 12. 26	H12. 12. 25
23	遠 藤 熊 男	S43. 12. 26	S44. 12. 25	58	三 浦 護 之	H12. 12. 26	H13. 12. 25
24	遠 藤 熊 男	S44. 12. 26	S45. 3. 22	59	石 川 久 男	H13. 12. 26	H14. 12. 25
25	遠 藤 熊 男	S45. 3. 23	S46. 3. 22	60	四 條 淳 人	H14. 12. 26	H15. 12. 25
26	遠 藤 熊 男	S46. 3. 23	S47. 3. 22	61	深 澤 トシ子	H15. 12. 26	H16. 12. 25
27	遠 藤 熊 男	S47. 3. 23	S47. 12. 24	62	三 浦 護 之	H16. 12. 26	H17. 12. 25
28	三 沢 久 保	S47. 12. 25	S48. 12. 24	63	永 松 郁 子	H17. 12. 26	H18. 12. 25
29	三 沢 久 保	S48. 12. 25	S49. 10. 2	64	松 村 祐太郎	H18. 12. 26	H19. 12. 25
30	三 沢 久 保	S49. 10. 24	S50. 10. 23	65	遠 藤 一 紀	H19. 12. 26	H20. 12. 25
31	三 沢 久 保	S50. 10. 24	S51. 10. 23	66	加 藤 康 雄	H20. 12. 26	H21. 12. 25
32	三 沢 久 保	S51. 10. 24	S51. 12. 24	67	福 島 京 子	H21. 12. 26	H22. 12. 25
33	戸 塚 晴 秋	S51. 12. 25	S52. 12. 24	68	久 保 田 進	H22. 12. 26	H23. 12. 25
34	戸 塚 晴 秋	S52. 12. 25	S53. 12. 24	69	遠 藤 一 紀	H23. 12. 26	H24. 12. 25
35	戸 塚 晴 秋	S53. 12. 25	S54. 12. 24	70	福 島 京 子	H24. 12. 26	現在

4 歴代教育長

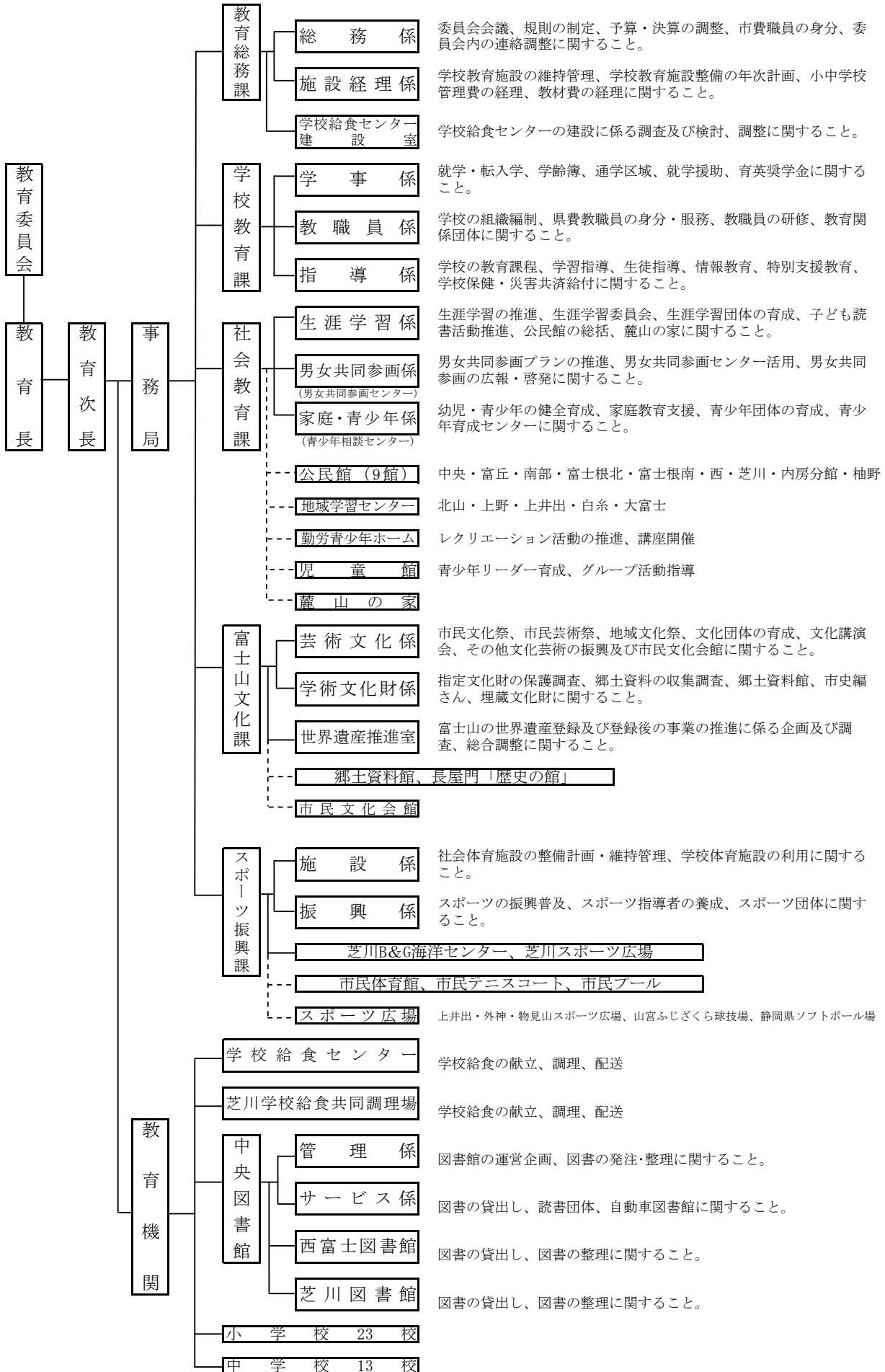
代順	氏名	就任年月日	退任年月日	代順	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	佐野 宗夫	S23. 11. 1	S24. 4. 7	14	塩川 隆司	S49. 10. 9	S51. 2. 1
2	木戸 耕作	S24. 4. 8	S24. 8. 4	15	塩川 隆司	S51. 2. 2	S55. 2. 1
3	佐野 宗夫	S24. 8. 5	S24. 12. 31	16	塩川 隆司	S55. 2. 2	S59. 2. 1
4	寺田 誠一	S25. 1. 1	S28. 3. 31	17	塩川 隆司	S59. 2. 2	S63. 2. 1
5	長村 政雄	S28. 10. 1	S31. 9. 30	18	田口 哲	S63. 2. 2	H 3. 7. 6
6	長村 政雄	S31. 10. 1	S32. 9. 30	19	田口 哲	H 3. 7. 7	H 6. 3. 31
7	成田 錦四郎	S32. 10. 1	S35. 9. 30	20	藤井 國利	H 6. 4. 2	H 7. 7. 6
8	石川 省三	S35. 11. 9	S36. 9. 30	21	藤井 國利	H 7. 7. 7	H11. 7. 6
9	井出 繁	S36. 12. 15	S39. 11. 16	22	藤井 國利	H11. 7. 7	H15. 7. 6
10	若林 焄	S40. 1. 11	S43. 1. 26	23	大森 衛	H15. 7. 7	H19. 7. 6
11	若林 焄	S43. 1. 29	S43. 5. 13	24	佐野 敬祥	H19. 7. 7	H23. 7. 6
12	河野 佐登肆	S43. 6. 25	S47. 1. 26	25	佐野 敬祥	H23. 7. 7	H24. 3. 31
13	河野 佐登肆	S47. 2. 3	S49. 9. 30	26	池谷 眞徳	H24. 4. 1	現在

5 平成24年度教育委員会議案

会議名	議案件名
4 月定例会 4月25日(水)	1 職員の人事異動について
5 月定例会 5月18日(金)	1 富士宮市指定有形文化財の指定について
6 月定例会 6月14日(木)	1 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について 2 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について 3 嘱託員の採用について 4 富士宮市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について 5 富士宮市立図書館協議会委員の任命について
7 月定例会 7月20日(金)	1 富士宮市立小中学校学校薬剤師の委嘱について 2 嘱託員の退職及び採用について 3 嘱託員の退職及び採用について
8 月定例会 8月17日(金)	1 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
9 月定例会 9月12日(水)	1 平成24年度9月補正予算について 2 平成23年度歳入歳出決算について
11 月定例会 11月14日(水)	1 平成24年度11月補正予算について

会議名	議案件名
12月定例会 12月20日(木)	1 富士宮市教育委員会委員長の選挙について 2 富士宮市教育委員会委員長職務代理者の指定について 3 嘱託員の退職について 4 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について 5 嘱託員の採用について
2月定例会 2月12日(火)	1 平成24年度2月補正予算について 2 平成25年度当初予算について
2月急施臨時会 2月15日(金)	1 財産の取得について
2月急施臨時会 2月21日(木)	1 平成25年度教育行政の基本的な方針について
2月臨時会 2月27日(水)	1 平成24年度末教職員人事について
3月定例会 3月21日(木)	1 職員の退職について 2 職員の人事異動について 3 平成25年度山下サダ育英奨学生決定について 4 富士宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について 5 平成25年度嘱託員等の採用について 6 富士宮市公立学校管理規則の一部を改正する規則制定について 7 平成25年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について 8 平成25年度主要施策について 9 富丘小学校屋外運動場の管理について
3月急施臨時会 3月27日(水)	1 職員の退職について

6 富士宮市教育委員会機構



7 富士宮市教育振興基本計画 《平成24年3月策定》

【趣旨】

本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

本計画において、本市の教育の方向性や今後5年間に重点的に取り組む施策を示します。

【位置付け】

本計画は、本市の総合計画の下での教育に関する部門的計画として位置付けます。

また、本計画の下に教育関係の個別計画を位置付けます。

【期間】

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化により、見直しが必要になった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

【対象範囲】

本計画の対象は、教育委員会が所管する施策の範囲を基本とします。

第1章 策定に当たって

現在、我が国は、少子高齢化、国際化の進展、地方分権への移行、環境問題など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、教育の面においても、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭や地域の教育力の低下など、様々な課題が生じており、変化の激しい社会に対応した教育の必要性が生じています。

そうした状況の中、平成18年12月に教育基本法が改正され、同法第17条第1項に基づき、政府は、平成20年7月に教育振興基本計画を策定しました。同条第2項では、地方公共団体についても、国の計画を参酌し、地域の実情に応じ、計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。これを受け、静岡県は、平成23年3月に『『有徳の人』づくりアクションプラン』を策定したところです。

本教育委員会においては、毎年度、教育行政方針を定め、基本目標である「子どもの未来のための人づくり」、「市民の生涯にわたっての人づくり」に向けて、「学校教育の充実」と「社会教育の充実」の二つの面から教育行政の推進を図っているところですが、国や県の計画も踏まえながら、その更なる充実を目指し、「富士宮市教育振興基本計画」を策定し、将来的な方向性や計画期間に重点的に取り組むべき施策を示すものとします。

教育が抱える問題は時代の流れとともに複雑・多様化してきており、この計画に基づいて、「縦の接続」による一貫した生涯学習社会の基盤づくりと学校・家庭・地域などが一体となった「横の連携」により、新しい時代に対応した教育の推進に向けて取り組んでまいります。

第2章 富士宮の教育の現状と課題

高度情報化、少子高齢化など変化の激しい今日の社会状況下において、人々は、物質的な豊かさに加えて精神的な豊かさと充実感を求め、生涯にわたり健康で生きがいのある人生を送ることを望んでいます。そのため、あらゆる機会にあらゆる場所で、自ら学びその成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現を図っていく必要があります。

また、生涯学習は、個人の学習というだけでなく、まちづくりの上でも重要であるという認識が広まり、これまでの生きがいづくりや楽しく学ぶ学習活動に加え、学ぶことを通じて人や社会とのつながりを深め、さらには、学んだことを生かすことで地域社会全体の活性化や発展につなげるという視点が求められています。

本市では、公民館、市民文化会館、市民体育館、図書館をはじめとする施設において、生涯学習に関連する諸事業を実施していますが、グローバル化を背景とした経済・社会状況の変化に伴い、新たな課題に対する学習の役割が重要となってきています。そのようなニーズにこたえるため、市民が生涯にわたり学習できる環境の充実を図るとともに、その学習の成果を生かし、まちづくりに発揮できるような生涯学習社会を実現していく必要があります。

また、学校教育においても、子どもたちを取り巻く状況を正しく認識し、地域に根ざした教育を進めていくことが求められています。このような中、富士宮の教育をめぐるのは、次のような現状と課題が挙げられます。

1 子どもたちについて

(1) 基礎・基本の習得と活用

文章や資料を正しく読み取り、そこから自分なりの見方や考え方を持って文章や音声言語で表現することや、算数・数学で学習した知識・技能を日常生活で活用することが難しいという状況は全国的な傾向であり、富士宮の子どもたちにおいても、同様に見ることができます。

そこで、知識や技能の基礎・基本の力を活用して、思考力・判断力・表現力を育て、実生活に結び付けることが必要です。

(2) 学ぶ意欲

富士宮の子どもたちは、「学校が楽しい」、「学校には好きな授業がある」という子が多くいます。学ぶ意欲は、学力の重要な要素の一つとして、どの子にも必要です。

しかし、1時間の授業で、「なぜだろう」、「もっと知りたい」という課題意識や、「できた」、「分かった」という学ぶ喜びの言葉が、どの子の口からも聞こえることはなかなか難しい現状です。一層、意欲を持って学習する子どもの育成が必要です。

(3) 基本的な生活習慣

富士宮の子どもたちは、あいさつがよくできて、早起きが多いです。体力も平均的に高いと言えます。朝食のせつ取率は年々増加しています。一方、就寝時刻は年々遅くなる傾向があります。（「学校保健ふじのみや」から抜粋）

そこで、学校・家庭・地域が協力し、基本的な生活習慣を育成することが必要です。

(4) 自尊感情

富士宮の子どもたちも、全国的傾向と同様に、「将来の夢や目標を持っている」子は半数ほどです。また、「自分にはよいところがある」と言える子は、2割から3割程度です。

そこで、希望や夢を大切に、自尊感情を更に育てる必要があります。

(5) 言語力

全国的には、中学生になると読書好きな子が減少する傾向がある中で、富士宮の子どもたちは、小学生から中学生にかけて、読書好きな子が増えています。

一方で、多くの人とかかわることを通して、豊かな言葉に出会う機会は減っています。

そこで、読書活動を一層推進するとともに、地域活動に参加するなど、あらゆる場で言語力を身に付けていく必要があります。

(6) 地域への愛着

富士宮の子どもたちは、小・中学生共に地域の歴史や自然について関心が高い傾向にあります。また、地域の行事への参加は、全国的には中学生になると大幅に減りますが、富士宮の中学生は、地域の行事の中で自分の役割を持って参画し、地域の方々とかかわり、社会の担い手としての基盤を築いています。

このような地域への愛着の心を更に育てていく必要があります。

2 学校・家庭・地域について

(1) 地域の人材活用

富士宮には、子どもの登下校を見守ってくれる地域ボランティアの団体や読書ボランティアの団体等が数多くあり、盛んに活動をしています。また、学校に協力してくれる外部講師や地域人材も多くいます。

しかし、人材を確保するためのネットワーク化や事前の打合せ等の渉外をするための機能が整っていないため、地域の力を十分に活用できていません。

そこで、人材活用の場や組織の立ち上げなど、連携をして活動する体制づくりが必要です。子どもたちとかかわることで地域の人たちが生きがいを感じて生活できたり、子どもたちが地域を支える一員としての自覚を持ったりと、「共に育つ」という価値観の共有が大切です。

(2) 学校による情報の発信

学校は、学校だよりや学校ホームページ等を活用して、教育活動や子どもたちの様子について、積極的に家庭・地域に伝えています。地域の方が自由に参観できる学校公開等も行っています。

しかし、授業参観や懇談会への参加は、子どもの年齢が上がるに従って減り、参加者も特定化する傾向があります。また、保護者からは、「教育用語が難しく分からない」、「台風等の対応を早めに教えてほしい」、「家庭学習の仕方を教えてほしい」などの要望もあります。

これらを踏まえ、学校の情報を家庭・地域が共有するために、情報発信には一層の工夫と配慮が必要です。

(3) 互いのニーズへの対応

校外学習や体験学習への支援など、学校の呼び掛けに対して協力してくれる家庭や地域は多くあります。

地域からは、「子どもが地域行事へたくさん参加できるようにしたい」、「地域でも子どもの成長を認め、子どもを応援していきたい」など、協力して子どもを育てていこうという声があります。

保護者からは、「生活や学習の手引書を作ってほしい」、「家では子どもの安らぎの場をつくりたいので、学校で嫌なことがあったときは知らせてほしい」など、家庭の役割を果たし、共に子どもを育てていきたいという声があります。

このように互いのニーズに応じ、子どもの育つ環境づくりのためのシステムの整備と具体的な手立てが必要で

3 生涯学習について

本市では、地域の生涯学習の拠点として、中学校区に1つの公民館を建設する予定です。現在、交流センター施設を併設した（仮称）中央公民館の建設に着手していますが、大富士・北山・上野・西富士中学校区については、出張所等の施設を利用した地域学習センターでの活動となっており、その早期建設が求められています。

また、市民の学習ニーズは多様化してきており、主体的な学習活動、課題解決学習などへの対応も求められています。

次に、文化の面では、芸術文化事業の充実や「市民ひとり1芸」の推進に努めていますが、市民の多種多様な文化・芸術活動の更なる推進のためには、優れた指導者・芸術家の育成が望まれます。

また、市内には、古代から現代までの様々な文化財が数多く存在しますが、その価値を見いだすための基礎調査が不十分であることから、これを継続して行っていく必要があります。

次に、スポーツの振興については、健康ブームが高まるにつれ、スポーツを通して体力増進や健康保持などに取り組む市民が増加していることから、誰もがそれぞれの志向や体力に合わせて楽しめる各種事業等の充実が求められています。また、老朽化した体育施設の計画的な維持補修も必要です。

さらに、図書館については、本館、2つの分館及び自動車図書館の巡回によるサービスを展開し、多くの市民に利用され、県内でも有数の貸出冊数を誇っていますが、資料・施設の老朽化や社会環境の変化に対応したサービスの在り方についての検討が求められています。

第3章 健全な心と体をはぐくむために

これまでに積み上げてきた富士宮のよい教育の伝統をきちんと継承し、よりよいものを創造する「継承と創造」、豊かな富士宮の自然・歴史・文化を生かした「環境素材の活用」、人と人のかかわり、互いのつながりを大切にする「協働」をキーワードとして、一人一人の豊かな心と個性をはぐくみ、生涯にわたって活動を続けることができるよう、学習機会の充実、身近な学習の場の整備など、健全な心と体をはぐくみ、人が輝くまちづくりを目指します。

1 富士山を心に、夢をもって生きる子ども

富士宮市では、目指す子ども像を「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」としています。その具体像を「富士山は、やさしく励ましてくれたり、勇気づけたりしてくれる。そのような富士山を心に、未来に向けて、希望や夢をもって、一日一日を大切に友達と協力し、勉強や運動に取り組む、いっしょうけんめい生きる子ども」ととらえています。

2 目指す学校の姿

学校教育は、「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」という考えを根底において取り組まなければなりません。その上で、子どもたちの「生きる力」の育成を目指します。

学校は、子どもたちに知識や技能の基礎・基本を、確実に身に付けさせるとともに、それらを活用して自ら進んで学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決するための資質や能力をはぐくみます。また、学校は、子どもが学ぶことの意味と喜びを実感し、学習意欲を内から高めることができるような環境づくりをします。

そのために、幼稚園、保育所、小・中学校は、それぞれに指導の工夫をするとともに、連携による一貫した教育が必要です。また、このような目指す子どもの姿を具現化するためには、学校が組織として一層機能し、活性化することが求められます。そのためにも、マネジメントとリーダーシップの探究は欠かせません。

また、こうした取組を広く家庭・地域に発信し続けることや、保護者や地域からの意見により自らを省みることは、家庭・地域の信頼に支えられた開かれた学校になることにつながります。

3 目指す家庭の姿

どんなに社会が変化しようとも、家庭は、子どもにとって心安らぐ楽しい場です。家族の信頼関係に基づく安定した情緒の中で、団らんや触れ合いを通して成長し、人間性の基礎が形成されます。そのつながりは、個人の意識に大きな影響を与えます。子を思い、よりよい成長に向かって努力する親の姿こそが、子どもの心に響いていきます。

家庭は、食生活などの基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たす場です。また、学校で学んだ価値観を様々な場面で活用したり、継続的に実践したりして、より豊かな生活を実現する場です。

学校と家庭が、それぞれの役割を自覚し、連携・協力して子どもを育てることが必要です。

4 目指す地域の姿

地域は、地域の子どもという視点に立ち、住民相互の連帯と信頼の下に子どもを見守り、育てるという意識を持って、子どもが安心して活動できる場を提供することが必要です。また、地域行事への子どもの参加を促進するなど、地域の人や子ども同士が交流し、社会性や公共性を身に付ける機会を充実させることが求められます。

こうした取組により、地域の一員としての自覚を子どもに促し、様々な人と触れ合うことにより社会性が育ちます。このように、地域の人材や場が学校と地域を結び付ける核となり、互いの活性化につながります。

5 教育の市民化

富士宮の未来を担う子どもを育てるためには、学校・家庭・地域及び教育委員会のそれぞれが、単独ではなく、互いに働き掛けながら一体となって、富士宮ならではの魅力ある学校づくりを推進することが大切です。

これにより、「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育てるといった市民共通の願いが、教育に対する市民共通の関心事となります。

このような教育の市民化は、生涯学習社会の基盤となり、「誰でも生涯にわたり学習できるまち」づくりにもつながります。

6 生涯にわたる学習

学習を通しての「楽しみ」や「生きがい」は、人づくり・まちづくりへとつながり、人生を豊かにします。

すべての市民が、「いつでも、どこでも、だれでも」学びたいものを学べる学習環境を整備していくことが大切です。

そのためにも、個人の要求や地域の課題への対応といった社会のニーズとバランスの調整を図りつつ、生涯学習を推進し、さらに、市民と行政が連携・協力し、様々な学習の機会を提供するための学習体系及び学習環境づくりを進める必要があります。

第4章 方針及び重点施策

本教育委員会の基本目標である「子どもの未来のための人づくり」、「市民の生涯にわたっての人づくり」に向けた学校教育と社会教育の充実を図るため、今後5年間の方針及び重点施策を掲げます。

方針1 確かな学力と心をはぐくむ学校教育の推進

「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」ことを念頭に、「継承と創造」、「縦の接続と横の連携」をもって子どもたちの「生きる力」の育成を目指すとともに、「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」をはぐくむために、富士宮ならではの魅力ある学校づくりを目指します。

重点施策

(1) 確かな学力が育つ授業の充実

「確かな学力が育つ授業」の充実を通して、基礎・基本を確実に習得し、それらを活用して思考力、判断力、表現力等の能力を高め、主体的に学習に取り組む態度を育てます。

そのために、子どもの問いが生まれる単元を構想し、子どもにとって必然性があり、教科・教材の価値が実感できる学び合いを大切に授業の日常化を図ります。

あわせて、すべての授業において、言語に対する関心や理解を深め、思考・判断・表現を一体として言語活動の充実を図ります。

また、目標に準拠した評価を行うとともに、児童・生徒のよい点や進歩の状況を積極的に評価する活動を通して、授業の改善につながる学習評価に取り組めます。

(2) 「富士山学習PARTⅡ」の充実

「富士山学習PARTⅡ」を通して、「富士山のあるまち富士宮」への郷土愛、感動する心、誇りや自信のかん養を図ります。

この「富士山学習PARTⅡ」の充実に向けて、学びの過程で身に付けたい力を明確にし、探究活動を中心に取り組みます。そして、教科、教師、地域とのかかわりを大切にしながら、地域を素材とした学習を掘り下げ、学年間及び小・中学校の円滑な接続を図ります。

また、市内小・中学校全校が参加する「富士山学習PARTⅡ」発表会を実施します。

(3) 道徳教育の充実

児童・生徒が良好な人間関係を築き、豊かな心を育てるため、道徳教育の充実を図ります。

道徳教育においては、道徳の時間を要として、各教科、領域など全教育活動を通じて、子ども一人一人が自分自身を大切に思う気持ちを高め、それぞれのよさや違いを尊重し認め合う人間関係を培いながら、「いのち」、「人権」、「人のつながり」を大切にすることを心がけます。

また、道徳教育推進に当たって、家庭・地域との連携・協力と小・中学校の円滑な接続を図ります。

(4) 生徒指導の充実

それぞれの教育活動において機能している生徒指導を横断的なつながりできとらえ、全教職員が共通理解の下で組織的に指導に当たり、児童・生徒の自己指導能力を高めます。

そのために、教師は、親しみと威厳を持ち、どの子に対しても人格を尊重する姿勢で接します。

(5) 体力の向上と食育の推進

教育活動全体を通して、児童・生徒の体力の向上と食育を推進します。

体力の向上においては、体育・保健体育の授業をはじめ、学校生活全体において意図的・計画的に体力づくりが行われるよう、体育活動の日常化を図ります。

また、子どもの運動経験が不足傾向にある中、スポーツに親しむ意欲や態度を培うための実践的な取組を進めるとともに、中学生の競技力の向上を目指し、地域の人材の活用を含め、運動部活動の充実に取り組みます。

食育の推進においては、給食の時間のほか、各教科や道徳、特別活動、「富士山学習PARTⅡ」等における食に関連する学習内容の緊密な連携を図り、横断的・総合的な指導を行うとともに、栄養教諭を積極的に活用します。

(6) 教職員の資質の向上

「富士宮市教職員研修指針」に基づく研修の充実、体系化等により、教職員の専門職としての資質の向上を図り、魅力ある学校づくりを支援します。

そのために、教職員一人一人の授業力、生徒指導力、業務遂行力、マネジメント力等の向上を図る機会をライフステージに応じて設定し、全教職員が本気で子どもを育て、専門職としての自覚を持ち続けられるように、生涯にわたる研修システムの整備を図ります。

また、教職員人事評価制度や学校訪問を通して、教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化を図ります。

(7) 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする子どもが増える中、子どもの成長や発達を継続的に把握し、一人一人の特性に応じたきめ細かな指導・支援を充実させ、将来の自立につながる力を育てます。

方針2 学校・家庭・地域の連携による地域教育力の向上

学校・家庭・地域が子どもと向き合い、教育にかかわることを通して、三者がそれぞれの立場から連携・協力した教育を目指します。

重点施策

(1) 「学校力育成会議提言アクションプラン」の推進

「富士宮の学校力育成会議」からの「学校力育成のための12の提言」の具現化に向けて、「教育行政方針」及び「主要施策」の総合的かつ効果的な推進を図るために、「富士宮の学校力育成会議提言アクションプラン」を策定します。

教育委員会は、この「アクションプラン」の一つ一つの事業を通して、学校への支援や指導・助言をしていきます。

また、各学校が進めた取組や成果を市内の小・中学校に広めていきます。家庭・地域に対しては、教育委員会各課が連携し、広報・広聴に努めるとともに、連携・協働を進めます。

(2) 「教育の日」の設定

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育てるために、学校・家庭・地域及び教育委員会が互いに連携・協力し、広い視野から教育の現状をとらえ、教育のあるべき姿を語るなどの活動を通じ、それぞれが自らの在り方を見つめることの大切さを改めて考える日として、「教育の日」を設けます。

(3) 非行防止指導の強化

青少年指導員の研修の充実や巡回方法の工夫を図り、青少年の非行防止活動を推進します。

青少年育成センターを拠点として、万引きや自転車盗などのゲートウェイ犯罪の防止や、児童・生徒の登下校時等の安全環境の整備を進め、庁内関係各課、警察、学校、地域等の情報のネットワーク化を更に促進します。また、地域の大人が積極的に青少年の健全育成を支援することを目的に、声掛け運動を推進します。

さらに、インターネットや携帯電話に関連した犯罪から青少年を守り、良好な人間関係を育成するため、有害情報環境対策の普及・啓発活動を行います。

(4) 教育相談・指導体制の強化

青少年の社会的自立への支援に向けて、青少年問題に総合的・包括的に取り組む体制の整備を進めるため、「子ども・若者育成支援計画」を策定し、「子ども・若者育成支援地域協議会」を設置します。

また、青少年相談センターにおける電話・面接相談、適応指導教室などの青少年教育相談を充実させるため、職員による学校訪問の実施や富士児童相談所等と連絡を密にするなど、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を進め、同センターの指導体制を強化します。

方針3 生涯学習社会の基盤づくりの推進

市民一人一人が「よりよい自分づくり」に挑戦・実践するために、“いつでも、どこでも、だれでも”生涯にわたり学問やスポーツ活動、文化活動等の学習を進めることができるよう、その基盤づくりを推進します。

重点施策

(1) 学習活動の推進

自由時間が増える団塊の世代を対象に、参加しやすく興味を持てる学習機会を提供し、高齢化社会に向けた生きがいづくりを継続しつつ、勤労者世代、子どもを持つ親などの学習参加・意欲向上のための事業を、公民館や地域学習センターを拠点に実施します。

「公民館まつり」では、学習成果の発表を介し、交流を深め、一層の学習の継続・意欲向上を図ります。

更に教養を高める学びの機会、地域の人材を活用した学社融合事業など、すべての年齢層を対象とした学習活動を推進します。

また、代替施設で活動している公民館や狭小な部屋で活動している地域学習センターを新設公民館に切り替えるなど、活動の場も整備します。

(2) 子ども読書活動の推進

子どもにとって、本との出会いは感性や想像力を豊かにし、生きていく力をはぐくむ上でなくてはならないものです。

子どもと本を結び付けるために、読書ボランティア団体など関係機関と連携して、幼児期の子どもを持つ母親、保育園・幼稚園の保育士・教諭に読み聞かせの大切さを認識してもらいます。

また、図書館と学校が連携して貸出しや調べ学習への協力などを積極的にを行うとともに、より多くの読書に親しむ機会を提供します。

(3) 文化活動の推進

市民の文化・芸術の発表の場として、市民文化祭や市民芸術祭等の芸術文化事業をより充実させ、市民の文化・芸術活動の推進や文化意識の高揚に努めます。さらに、自己の人格を磨き、心豊かに生きるための方策として、「市民ひとり1芸」の推進を図ることにより、文化・芸術のすそ野を広げ、創造性に富んだ文化のまちづくりに努めます。

また、芸術文化活動の普及・振興を図るため、市民のニーズに合った自主事業や講座を開催するなど、市民の芸術文化の鑑賞及び発表の場として、より一層利用しやすい市民文化会館となるよう努めるとともに、老朽化した施設の整備に取り組みます。

(4) 文化財保護の推進

郷土への理解を深め、愛着心を高めるため、地域に根付いた歴史遺産を最大限に生かし、「歩く博物館」等の企画を実施して、文化財に触れる機会を充実させます。

また、新たな文化財を掘り起こして保護活動を広げ、埋蔵文化財の調査や公開に努め、郷土の生い立ちを楽しみながら学習で

きる場を提供します。

(5) 富士山世界文化遺産登録活動の推進

富士山を世界に誇れる山として保全し、美しい自然と富士山文化を後世に継承するため、周辺地域や関係機関と連携を図り、世界文化遺産登録活動を推進します。

また、登録後を見据え、増加が予想される来訪者の受入体制の整備など、世界遺産を核とした歴史・文化の薫るまちづくりに取り組みます。

(6) 「市民ひとり1スポーツ」の推進

市民の健康増進を図るため、“いつでも、どこでも、だれでも”気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及と、一人一人の志向や体力に合わせた各種スポーツ教室やスポーツイベントの充実に努めるとともに、継続して実践できるスポーツ環境の拡充を図り、その振興に努めます。

(7) スポーツ拠点づくりの推進

平成27年度まで継続開催が決定している「全国高等学校男子ソフトボール選抜大会」の関係団体との連携による万全な運営と、全市民挙げてのおもてなしに努めるとともに、全国の青少年があこがれ、目標とするスポーツの拠点づくりを推進します。

(8) 社会体育施設の整備・活用

スポーツ施設の整備・修繕を行い、利用者の安全性・利便性の向上に努めるとともに、老朽化した施設の長寿命化を図ります。また、小・中学校の体育施設等を開放し、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場を確保するとともに、その活用に努めます。

(9) 図書館活動の推進

市民生活に役立つ生涯学習や地域の情報の拠点として、資料・情報の収集・提供や各種事業を充実させ、図書館サービスの拡大に努めるとともに、業務の効率化のための機械化や市民との協働による開かれた図書館運営を進めます。

また、インターネットの活用や市内の公民館・学校図書館、県内の公共図書館、国立国会図書館等との連携を更に図り、市民に必要な資料・情報を提供します。

方針4 安全・安心な教育環境の整備と教育活動の充実

安全・安心な教育環境の整備と教育活動の充実に努めます。

重点施策

(1) 学校情報化の整備

各学校のパソコン教室において、子ども1人に1台ずつパソコンを整備するなど、学校ICT環境の整備を継続的に推進します。また、9年間を見通した体系的な情報教育を進め、子どもの情報活用能力を高めるとともに、情報モラル教育の充実に努めます。あわせて、各学校のホームページのクラウド化を進めます。積極的に情報を発信することで、「開かれた学校」を目指します。

(2) 安全教育の充実

自らの命は自らが守ることを原点に、児童・生徒一人一人の交通安全をはじめとする安全に関する意識向上を目指します。学校は、具体的な場面や発達段階に応じた安全指導を進めます。また、家庭・地域と連携・協力して、安全な環境づくりに努めます。

(3) 防災教育の推進

「防災教育の手引」を作成し、地域や実態に合った計画の下、教育活動全体を通して危機管理能力の育成を図ります。

学校と保護者・地域が防災対策についての共有化を図り、学校・保護者・地域が密着した実践活動の中で、安全・安心の意識を高めます。

(4) 学校図書館運営の充実

子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動に資するため、学校図書館が計画的に利用されるよう努めます。

子どもにとって魅力的な本や学習に役立つ本を蔵書として充実させ、学習・情報センターとしての機能を高めます。

また、図書ボランティアとの連携を図り、子どもが読書に浸れるような環境づくりを進めます。

(5) 学校施設の計画的整備

子どもが安全に学ぶことができるよう、学校施設の耐震性向上を優先的に実施し、早期完了を目指します。

同時に、経年劣化した学校施設の長寿命化を考慮し、中長期的な施設整備計画を作成し、大規模改造事業や改築事業の計画的実施を推進します。

(6) 学校給食の充実

衛生管理の徹底と学校給食施設の維持管理を行うとともに、学校給食の食材にできる限り地場産品を取り入れ、献立の工夫と改善に努めて、栄養のバランスの取れた安全で安心なおいしい給食を提供していきます。

また、施設老朽化対策及び芝川地域の学校給食の統合を含めた新しい学校給食センター建設計画に着手し、ウェット方式からドライ方式への調理方法の変更や食物アレルギーへの対応が可能な施設の確保を行い、安全・安心な学校給食を提供する学校給食センター建設を推進します。

第5章 計画の進ちょく管理（点検及び評価）

本計画の重点施策を着実に推進するため、毎年、その進ちょく状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定による点検及び評価を行い、その結果を公表していきます。

8 平成 25 年度 主要施策

◎ 教育総務課

教育基本法第 17 条第 2 項の規定により策定した「富士宮市教育振興基本計画」（計画期間：平成 24 年度～平成 28 年度）の重点施策を着実に推進するため、その進ちょく状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定による点検及び評価を行い、その結果を公表します。

また、教育委員会活動の活性化を図るため、引き続き、所管施設の訪問等及び教育委員の活動についての情報発信を行います。

次に、学校施設整備については、いつ起きても不思議ではない東海地震への対策をはじめとして、引き続き、児童・生徒の安全・安心の確保のための事業を最優先に実施します。

平成 25 年度は、地震対策事業として、文部科学省の耐震基準に満たない校舎等についての補強完了を平成 26 年度として目標に掲げ、実施設計業務及び耐震補強工事を実施し、さらに、静岡県耐震基準に満たない校舎等についての耐震補強計画策定業務に着手します。

また、快適な学習環境となるよう施設の整備を行うとともに、地域に開かれた学校及び生涯学習の場として、引き続き、学校施設の有効活用を積極的に図ります。

学校給食センターの建替えについては、前年度に作成した基本設計に基づき、安全・安心な質の高い給食を提供できる学校給食施設の整備に向けて、より具体的な実施設計を進めます。

このような方針の下に、以下の事業を実施します。

1 地震対策事業

- (1) 富士宮第二中学校屋内運動場耐震補強計画策定業務
- (2) 富士宮第二中学校特別教室棟耐震補強計画策定業務
- (3) 上井出小学校普通特別教室棟耐震補強実施設計業務
- (4) 井之頭中学校技術科棟耐震補強実施設計業務
- (5) 大富士小学校西校舎耐震補強工事（平成 24 年度繰越事業）
- (6) 富士根北小学校教室棟耐震補強工事（平成 24 年度繰越事業）

2 校舎等の施設整備

- (1) 小学校
 - ア 富士根南小学校校内電話改修工事
 - イ 黒田小学校管理諸室空調整備工事
 - ウ 富丘小学校南校舎トイレ改修工事
 - エ 山宮小学校屋内運動場屋根改修工事
- (2) 中学校
 - ア 富士根南中学校校舎階段床改修工事
 - イ 富士根北中学校テニスコート改修工事

3 学校給食センターの建替事業

- (1) 設計業務
 - ア 実施設計
 - イ その他設計関連業務一式
- (2) 用地取得
建設予定地内の国有地の取得
- (3) 調理・配送業務民間委託基本方針の策定
新給食センター供用開始に伴う調理・配送業務の民間委託に係る基本的な方針の策定

4 その他の施設整備

施設設備の維持補修等を進めるとともに、その他の小修繕についても、迅速な対応に努めます。

5 学校施設の有効活用

地域に開かれた学校づくりや生涯学習・地域づくりの推進、地域スポーツの振興のため、小・中学校施設を開放します。

◎ 学校教育課

学校教育は、「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」という考えを根底に置いて取り組まなければなりません。本教育委員会の基本目標である「子どもの未来のための人づくり」に向けて信頼される教育に努め、学校教育の充実を図ります。

本年度は、「継承と創造」、「縦の接続と横の連携」をキーワードとして、「富士宮の学校力育成会議提言」を踏まえ策定した「アクションプラン」を見直した“ステージⅡ”に取り組むことにより、富士宮ならではの「魅力ある学校づくり」を目指します。

重点目標と主な具体策

本市では、目指す子ども像を「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」とし、「確かな学力」、「徳のある人間性」、「たくましい体」の調和の取れた子どもの育成を目指しています。そのために、以下の4点を重点目標とします。

1 「魅力ある学校づくり」への支援

学校力を高め、子ども一人一人に生きる力が育つ「魅力ある学校づくり」への支援を進めます。

(1) 教職員の資質向上に向けての支援に努めます。

ア 教育に携わる者としての倫理感と使命感をより高めるとともに、教職員の専門職としての資質の向上や主体的な研修を支援するため、「富士宮市教職員研修指針」を活用し、研修の充実を図ります。

イ 教員の授業力、生徒指導力などの向上と各学校の「魅力ある学校づくり」への支援をするため、教育委員会による市内全小・中学校への学校訪問を実施します。また、授業マエストロ継承講座、10年未満教員の指導員要請訪問などの教職経験年数や職務に応じた各種研修会を実施します。

ウ 特別支援学級や通級指導教室をはじめ、通常学級においても、特別支援教育コーディネーターと相談員、医療や他機関との連携を深め、保護者と担任、学校が一体となって特別支援教育の充実を図ります。そのため、特別支援教育コーディネーターの研修会等を実施します。

(2) 学校・家庭・地域の連携及び協力、PTCA組織化の研究に取り組みます。

学校・家庭・地域が連携・協力して教育活動を進めるために、「魅力ある学校づくり」委託事業を実施し、地域人材の活用、教育活動への参加・協力を積極的に進めるなど、連携・協力の具体的な在り方の研究を進めます。

(3) 幼保・小・中学校の円滑な接続を図るため、連携・協力を一層進めます。

ア 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の指導の円滑な接続を図るため、「魅力ある学校づくり」委託事業を実施し、カリキュラム作成、相互交流等の研究、小中連携による学校マネジメントの研究などを行います。また、その成果を全小・中学校へ広げます。

イ 小・中学校の円滑な接続と連携のために、「富士山学習PARTⅡ」の小中連携カリキュラムの実施と検証に取り組みます。また、小・中学校での指導の継続性・系統性を図ります。

(4) 学校評価のPDCAサイクルを通して、計画的・組織的に学校のよさや課題を把握し、学校運営の改善につなげます。また、学校評価に市内共通の項目を定めて、改善に取り組みます。

(5) 学校運営の改善や学校への支援を行うことで、教職員が子どもたちと向き合うための条件を整えます。

ア 学校運営の見直しや改善を行うことにより、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、意欲を持って業務に取り組める環境を整えます。

イ 様々な特性を持つ子ども一人一人に丁寧な対応をするために、特別支援学級支援員や特別支援教育支援員、低学年支援員等の配置の充実を図ります。

ウ 読書活動推進のため、学校図書館司書の積極的な活用により、子どもたちが読書に親しむ活動を一層推進し、学校図書館の機能の充実を図ります。

エ 実践的な英語によるコミュニケーション能力の育成を推進するため、外国人英語指導員（ALT）を派遣し、全小・中学校へ授業と研修会等の支援を行います。

オ 教職員の心と体の健康を守るメンタルヘルス対策の充実を図るため、「富士宮市教職員カウンセリング事業」を実施します。

(6) 学校・家庭・地域が子どもと向き合い、教育にかかわることを通して、三者がそれぞれの立場から協働して子どもを育てることを目的とした「教育の日」の充実を図ります。

2 「確かな学力が育つ授業」の充実

「確かな学力が育つ授業」において、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を育てます。

(1) 「確かな学力が育つ授業」の充実に向けて、各教科等で身に付けたい力（教科の本質）と子どもの思考の流れから単元構想を確かなものとし、学び合いを大切にした授業の充実を図ります。

(2) 新しい教科書観に基づき、教科書の活用を図ります。

(3) すべての授業において言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、思考・判断・表現を一体としてとらえた言語活動の充実を図ります。

(4) 目標に準拠した観点別評価を行うとともに、児童・生徒のよい点や進歩の状況を積極的に評価する活動を通して、授業の改善につながる学習評価を実施します。

(5) 「富士山学習PARTⅡ」では、「富士山のあるまち富士宮」への郷土愛、感動する心、誇りや自信などのかん養を図ります。また、学びの過程で身に付けたい力を明確にし、探究活動を中心に取り組みます。

3 人間関係を築き、「徳のある人間性」と「たくましい体」を育てる環境づくり

自らを律しつつ、他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育て、「学級づくり」を基盤として人間関係づくりの育成に努めます。また、発達段階に応じた規範意識や自尊感情を高めるとともに、道徳的価値の自覚を深め、人とのかかわりや優れた芸術文化との出会いを図ることにより、「徳のある人間性」を育成します。あわせて、心身の健康やその保持増進を図るために、自己の心身の健康管理や体力の増進に意欲的・継続的に取り組む態度を高めるとともに、食生活への関心を深めます。

(1) 「学級づくり」を進めるに当たって、授業や学校行事などの学校生活のすべての場において、子どもたち一人一人を大切にした人間関係づくりに努めます。

学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と、その要となる道徳の時間とがうまく機能するように、道徳教育の全体計画と年間指導計画に基づいた指導の一層の充実を図り、道徳的実践力の向上を図ります。また、「有徳の人づくり推進事業」として、道徳の副読本を作成します。

(2) 学校の教育活動全体が横断的なつながりを持つという認識の下で、生徒指導が機能し、児童・生徒自らが自分を高めていこうとする自己指導能力が高まるような取組を進めます。

(3) 心を豊かにする優れた芸術文化との出会いを図ることや、「希望や夢」をはぐくむキャリア教育の一層の推進を図ります。

- ア 優れた芸術文化等との出会いについては、小学校6年生を対象とした「こころの劇場」の実施をはじめ、生の音楽や本物の美術作品などに触れる機会づくりに努めます。
 - イ 将来の「希望や夢」をはぐくむために、小学校段階から、「富士山学習PARTⅡ」や特別活動等における産業や職業についての学習をキャリア教育と位置付け、計画性・系統性のある学習を進めます。また、発達段階に応じたキャリア教育を一層推進します。
- (4) 教育活動全体を通じて、子どもの体力の向上を図り、生涯を通して楽しくスポーツに取り組む意識が育つ環境をつくります。
- ア 新体力テスト優秀校の表彰を実施し、学校生活における意図的・計画的な体力づくりが行われるように、体育活動の日常化を図ります。
 - イ 体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に、学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた生活習慣づくりや性教育の推進を図ります。
- (5) 食育を推進し、子どもの食の自立と健康を目指します。
- ア 各学校において、「食に関する指導の全体計画」に基づき、協働して継続的・体系的に食育を行う中で子どもの食の自立と健康を目指します。
 - イ 子どもの食の自立と健康を目指して、栄養教諭を積極的に活用し、学校・家庭・地域の連携による組織的な取組に努めます。

4 学校の安全・安心の一層の推進

児童・生徒が、自他の生命尊重を基盤として、自分の命は自分で守ることができるよう自ら行動し、他者や社会の安全に貢献できる能力をはぐくむために、発達段階に応じた危機管理対応能力の向上を図ります。

- (1) 自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、安全に行動できる危機管理能力を培います。
- ア 防災のための訓練や、危機意識の高揚のために地震防災応急計画の見直しや改善を行います。
 - イ 安全に関する指導を意図的・計画的・組織的に実施するために、地域や学校の実態を考慮し、学校安全計画・学校保健計画の見直しや改善を行います。
 - ウ 関係機関との通学路の合同点検、交通安全教室や交通安全リーダーと語る会、自転車の安全な乗り方大会の実施など、安全意識の高揚を図り、交通事故ゼロを目指します。
- (2) 適切な安全管理を行い、安全・安心な学校づくりを一層推進します。
- ア 危機対応マニュアルの見直しや確認を行い、緊急時の学校の役割と対応を保護者、地域に知らせ、共通理解に努めます。
 - イ 学校安全計画に基づき、適切な安全点検を実施するとともに、日常における危機意識を高め、児童・生徒の行動に目を配ります。
 - ウ インフルエンザ等の感染症への取組やアレルギー疾患への対応など、子どもの心身の健康の保持増進に努めます。
- (3) 家庭・地域や関係機関等との密接な連携を深め、学校安全に関する組織活動を円滑に進めます。
- ア 教職員・保護者・地域のボランティアから成る組織による見守り活動、青色回転灯装着車両によるパトロール等により、児童・生徒の登下校の安全・安心に関する取組を一層充実させます。
 - イ 地域防災訓練への積極的な参加、参画等により、地域と密着した実践活動を推進します。

◎ 社会教育課

生涯学習については、富士山まちづくり出前講座、学校・社会教育融合事業のステップアップと、「第2次富士宮市子ども読書活動推進計画」に基づき、身近な学習拠点である公民館等の社会教育施設を活用した様々な学習機会の提供や、自主的な学習活動及び交流の場づくりに努め、「健全な心と体をはぐくみ人が輝くまちづくり」を推進します。

男女共同参画については、「第2次男女共同参画プラン」後期実施計画に基づき、政策・方針決定への女性の参画を推進するとともに、積極的にフォーラム、セミナー等を開催して市民の意識の向上と知識の普及を図り、性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が共にあらゆる場に参画できるよう広報、啓発活動に努めます。講座等の事業については、参加率の低い男性・若年層の参加向上を図るとともに、女性の社会参画を支援するための講座を実施し、あわせて、託児制度の利用促進を図ります。さらに、男女共同参画センター利用団体のネットワーク化を促進し、団体の活動を支援します。また、女性が抱える多様な悩みに対する相談事業では、関係機関との連携を強化し、相談者への迅速な対応を図ります。

青少年健全育成については、家庭教育への支援、社会性をはぐくむ青少年の体験学習の推進、学校支援地域本部事業、「富士宮市子ども・若者プラン」に基づく支援協議会の設立など、子どもの成長と安全・安心を地域で見守るような良好な社会環境の整備に努めるとともに、市や地域が実施する事業への青少年の積極的な参加や異世代間の交流を図り、「次代を担う心豊かなたくましい青少年の育成」を目指します。また、青少年育成センターを拠点として、声掛け運動の推進などによるゲートウェイ犯罪の防止や、児童・生徒の登下校時等の安全環境の整備を進め、庁内関係各課、警察、学校、地域等の情報のネットワーク化を更に促進します。

1 生涯学習

(1) 生涯学習推進事業の充実

ア 地域活動支援事業を実施します。

イ 読書と読み聞かせ推進事業の充実を図り、「第2次富士宮市子ども読書活動推進計画」を推進します。

ウ 学校・社会教育融合事業の一層の充実を図ります。

エ 生涯学習指導者登録銀行の積極的な活用と登録への啓発を図ります。

オ 富士山まちづくり出前講座のメニューの充実努めます。

カ 社会教育関係団体の自主的な活動の支援に努めます。

(2) 生涯学習推進体制の整備・充実

ア 生涯学習活動のネットワーク化を図ります。

イ 生涯学習指定校7校の特別教室（図書室、調理室、音楽室等）などを地域へ開放します。

ウ 生涯学習ガイドブックの充実を図ります。

エ 生涯学習指導者一覧表の活用を図ります。

オ 社会教育施設等の整備と利用の促進を図ります。

カ 大富士中学校区公民館の建設を進めます。

2 男女共同参画の推進

(1) 「第2次男女共同参画プラン」後期実施計画を総合的かつ計画的に推進するため、進ちょく状況調査を実施し、公表します。

(2) 男女共同参画フォーラムなどの啓発事業を積極的に開催します。

(3) 男女共同参画セミナーなどへの男性・若年層の参加促進について配慮します。

(4) 託児付き講座を開催し、子育て中の親に学習機会の提供を図ります。

(5) パソコン講座を通して、再就職など女性の社会参画を支援します。

(6) 女性のための相談業務は、助言や情報提供を行うとともに、関係機関と連携しその充実を図り

ます。

3 青少年健全育成

(1) 家庭・青少年への支援

- ア 家庭教育学級（幼・小・中）の充実を図ります。
- イ 家庭教育学級リーダー講座の推進を図ります。
- ウ カウンセリング講座を開催します。
- エ 子育て情報「子育て応援メールマガジン」を毎月発信します。

(2) 参加体験活動の推進

- ア 通学合宿、親子富士登山、サイエンスワールド、小・中学生ボランティア講座、宮あつとホーム（童謡と朗読・紙芝居の集い）、青少年が参画するまちづくりなどを開催し、心豊かなたくましい青少年の育成を図ります。
- イ 青少年団体指導者を対象とした講演会を開催します。
- ウ 各中学校区等の特徴を生かした成人式を開催します。
- エ 新成人の意識を高めるため、新成人と市長が語る会を実施します。

(3) 社会環境の整備

- ア 地域の青少年声掛け運動の一層の推進を図ります。
- イ 青少年の非行防止活動を推進します。
- ウ 富士宮市青少年育成連絡協議会や青少年育成連絡会の活動を推進し、社会環境整備のための市民意識の高揚を図ります。
- エ 青少年の薬物乱用を防止するため、薬学講座や非行防止教室の開催を支援します。
- オ G I S（地理情報システム）による不審者情報配信を行い、市民の防犯意識の高揚、さらには、子ども安全協力の家や青少年育成連絡会による地域の防犯体制の確立を図ります。
- カ 万引き非行防止連絡会を開催し、万引き防止対策を推進します。
- キ インターネットや通信機器に関連した犯罪から青少年を守るための啓発活動を推進します。
- ク 青少年相談センターの相談活動を充実します。
- ケ 有害図書等の販売や深夜営業店等が、青少年への制限を適切に行っているか調査し、青少年の健全育成に協力を要請します。

○ 公民館・地域学習センター

- (1) 公民館読書サポーターの配置に努め、図書コーナーを充実します。
- (2) 学校・社会教育融合事業を推進します。
- (3) 富士山まちづくり出前講座を活用し、現代的課題の解決に向けて取り組みます。
- (4) パソコン講座を開設します。
- (5) 公民館まつりを開催します。
- (6) 一般向けの講座に中高生も参加できるようにするとともに、中学生・高校生をその指導者として活用していきます。
- (7) 受講者が学習実績に応じて、「ふるさと学士・修士・博士」の称号を授与できるように支援します。
- (8) 毎月、公民館長・地域学習センター長会議、公民館等事務担当者会議を開催します。
- (9) 生涯学習相談の体制づくりに努めます。

○ 勤労青少年ホーム・児童館

勤労青少年ホーム及び児童館の管理・運営については、民間の指定管理者に委託し、その効率化を図ります。

◎ 富士山文化課

富士山にはぐくまれた歴史と文化を享受する富士宮市民の生活に、潤いと喜びをもたらす香り高い文化・芸術活動の振興を積極的に図り、質の向上を目指します。

また、自己の人格を磨き、心豊かな生活を送るための方策として、「市民ひとり1芸」の推進を図ることにより、文化芸術のすそ野を広げ、創造性に富んだ文化のまちづくりに努めます。

さらに、市民共有の貴重な伝統ある文化財の保存と活用を図るとともに、富士山の世界文化遺産登録にまつわる歴史や文化などに対する理解を深め、郷土意識の高揚を図るため、次の諸施策を推進します。

1 文化芸術の振興

- (1) 市民文化祭を開催し、文化団体の自主的活動を支援するとともに、文化団体の育成に努めます。
- (2) 市民による日頃の芸能活動の発表の場として市民芸術祭を開催し、文化意識の高揚を図るとともに、文化芸術の普及に努めます。
- (3) 著名な文化人の経験豊富で多彩な講演を聴くことにより、市民の文化意識の高揚を図り、もって富士宮市の文化向上に努めることを目的として、文化講演会を開催します。
- (4) 富士地区のジュニア世代を中心に組織する富士山ジュニア・ユースオーケストラの活動支援を行い、青少年の健全な育ちと音楽芸術の普及・振興に努めます。
- (5) インターネットを活用して、市民芸術祭の入賞・委嘱作品、市の所蔵や市内に点在する芸術作品等を紹介する「インターネット美術館」事業を実施し、文化芸術関係情報等の公開に努めます。
- (6) 市内に点在するギャラリー等の企画展示をインターネット上で支援するため、「ふじのみやアートスケジュール」を開設し、より充実した内容の情報発信に努めます。
- (7) 音楽活動を通して豊かな心と人格の形成を図るため、誰でも気軽に参加できる富士山ピアノリレーコンサートを開催し、「市民ひとり1芸」を推進するとともに、音楽芸術の振興に取り組みます。

2 富士山文化の創造と継承

- (1) 富士山をテーマにした俳句を全国から募集する「富士山を詠む」俳句賞事業を実施し、富士宮市の文化の向上に努めます。
- (2) 富士山への思いを寄せた手紙や絵を全国から募集する「富士山への手紙・絵コンクール」事業を実施し、豊かな心の情操に努めます。
- (3) 地域が実施する文化祭を奨励し、地域文化のすそ野の拡大を図ります。
- (4) 各区で編さんする区誌（史）の発行を奨励し、地域文化の伝承と振興を図ります。

3 文化財の保護

- (1) 市内の指定文化財73件（国21件、県23件、市29件）の保護・活用に努めます。
- (2) 未指定文化財の調査研究を積極的に進め、文化財愛護意識の高揚を図ります。
- (3) 埋蔵文化財の周知を図り、土地開発に係る発掘調査等においては、適切な指導・調整を行います。
- (4) 特別天然記念物「狩宿の下馬ザクラ」等の樹勢を維持し、その保護に努めます。
- (5) 歩く博物館事業は探索会を3回実施し、身近な文化財のPRに努めます。
- (6) 史跡富士山の環境整備に伴う事前の埋蔵文化財発掘調査を実施し、遺跡の適切な活用方法を提起します。

4 富士山世界文化遺産登録推進事業

- (1) 富士山の世界文化遺産登録に向け、市民の理解と協力を頂くため、説明会、広報事業等を積極的に行います。

- (2) 国、静岡・山梨両県、関係市町村と連携し、登録活動の推進とともに資産の保護措置等を進めます。
- (3) 登録前後に予想される様々な市としての課題等の研究を進め、各構成資産の環境整備やガイド組織の構築など、来訪者を受け入れる体制を整え、世界文化遺産にふさわしいまちづくりに取り組みます。

○ 郷土資料館

郷土資料館では、郷土の歴史や民俗、富士山の歴史や信仰等に関する展示会を開催し、富士宮市の歴史や文化が広く市民に理解されるよう努めます。

- (1) テーマを設けた企画展示会を年3回開催します。
- (2) 旧上野村文書を解説し、上野村の歴史や文化について分かったことを報告書にして刊行します。

○ 長屋門「歴史の館」

富士山の世界文化遺産登録と富士宮市の歴史文化をPRする場として、国指定重要文化財「絹本けんぼん著色富士曼荼羅図ちやくしよくふじまんだらす」などのレプリカや世界遺産に関するパネルを常設展示し、効果的な情報発信と市民意識の向上を図ります。

○ 市民文化会館

芸術文化の鑑賞及び発表の場として、市民に親しまれる市民文化会館を目指すとともに、指定管理者制度による行政コストの縮減及び民間活力を生かした円滑な施設管理に努めます。

◎ スポーツ振興課

少子・高齢化の進展や社会状況の変動に伴い、心身の健全な発達や健康・体力の保持増進への関心の高まりなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中、「富士山の自然に抱かれた やさしく元気なまち」の実現を目指し、「市民ひとり1スポーツ」を推進するため、健康で相互扶助精神に満ちた明るい地域社会を形成していくための事業に取り組みます。

1 健康づくり、市民ひとり1スポーツ活動の推進

市民一人一人が日常生活の中で健康づくり、仲間づくりができるスポーツ活動の環境を整え、施設、人材及び用具の活用により市民スポーツの輪を広げ、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に努めます。

(1) スポーツ教室等の充実

社会教育指導員、各競技指導者、市公認スポーツリーダー等による各種スポーツ教室や高齢社会に対応した健康教室を引き続き実施するほか、市民のニーズに沿った教室の見直しなど教室の充実に取り組みます。

また、市内各地域・団体等の要請に基づく指導者派遣事業について積極的な対応を図ります。

(2) レクリエーションスポーツの推進

多種目にわたる軽スポーツ用具の貸出しや実技指導を推進するとともに、レクリエーションスポーツ祭、健康づくり運動地区推進事業等を実施し、子どもから高齢者まで、誰でも気軽に楽しめるレクリエーションスポーツの更なる普及に努めます。

(3) 指導者及び組織の充実・強化

今後、ますます各種スポーツにおける指導者の役割は重要なものとなってくることから、引き続き、

各種スポーツ団体への指導・助言を積極的に行います。

また、地域におけるスポーツ活動の推進を図るためのスポーツリーダー研修講座を充実するとともに、地域体育部及び地域体育部等連絡協議会の活動の支援・活性化に努めます。

2 体育施設の管理・運営

市民体育館をはじめとする社会体育施設は、施設や設備の更新時期を迎えていることから、計画的にその整備・修繕を行い、長寿命化を図るとともに、利用者への安全性・利便性の向上に努めます。

(1) 社会体育施設の管理・運営

社会体育施設の効率的な管理・運営を図るため、民間の指定管理者に管理・運営を委託し、経費の節減と柔軟な施設の運営に努めます。

今後も、体育施設のサービス向上、より一層の利用者の利便を図り、親しまれる施設となるよう努めます。

(2) 学校施設開放事業

小・中学校の体育施設を地域スポーツの振興のために開放し、活用を図ります。

3 第15回富士宮市長旗小学生ソフトボール大会の開催

平成10年に開催された「第9回世界女子ソフトボール選手権大会」を記念した富士宮市長旗小学生ソフトボール大会を開催し、ソフトボール競技を通して、児童の心身の健康、体力及び技能の向上と同競技の底辺拡大を図ります。

4 各種大会の支援

スポーツ拠点づくり事業として、平成18年度から10年間継続開催となる「全国高等学校男子ソフトボール選抜大会」も8年目を迎えます。静岡県ソフトボール場をメイン会場に、より充実した大会開催を推進します。

また、富士山カップ少年少女サッカー大会、富士宮市長杯稲山カップ中学校女子バレーボール大会などの大会の成功に向けての支援を行います。

さらに、第14回静岡県市町対抗駅伝競走大会については、関係団体の協力を得て選手の選考、育成・強化等に早期から対応し、選手・役員が一丸となり、昨年以上の成績を目指します。

◎ 学校給食センター（市立学校給食センター・芝川学校給食共同調理場）

学校給食に可能な限り地場産品を活用し、栄養バランスの取れたおいしく安全な給食を提供することにより、児童・生徒の体力の増進と体位の向上を図るとともに、学校で行う食育との連携を図ります。

1 食中毒防止と衛生管理の強化

(1) 効果的な衛生管理体制の調査研究を行い、衛生管理の推進に努めます。

(2) 衛生管理研修会を実施し、職員の衛生管理意識の徹底を図ります。

(3) 給食食材の品質検査や受入れ時の衛生管理の強化を図ります。

(4) 職員の日常の健康チェックを行い、健康管理の強化を図ります。

(5) 学校給食衛生管理基準に基づく学校薬剤師の検査により、衛生管理の強化を図ります。

2 給食への異物混入防止などの安全対策

(1) 食材納入業者には、製造過程等における品質管理の徹底を依頼します。

- (2) 食材購入時における異物混入等の検査を強化します。
- (3) 調理時における異物混入の防止及び検査を強化します。
- (4) 各学校においては、配膳室での管理の徹底、給食時における注意等により、異物混入防止に努めます。
- (5) 調理済み給食の放射性物質検査を毎月1回行い、さらには、東北・北関東16都県産の食材についても同検査を行い、より安全・安心な給食の提供に努めます。

3 給食内容の充実

- (1) 献立の多様化を図り、栄養面のバランスの取れた給食の提供に努めます。
- (2) 食材選定については、幅広い意見を聴き、新鮮で安全な地場産品を積極的に取り入れます。
- (3) 学校と学校給食センターとの連絡ノートなどにより、児童・生徒のし好の変化を把握し、献立の工夫改善に努めます。
- (4) 栄養士・調理師による給食時間の学校訪問などを行い、味の変化や配食量などを調査して業務に反映させます。
- (5) 新しい献立を研究し、児童・生徒に喜ばれる給食の提供に努めます。

4 市民への啓発

学校給食への理解を深めていただくため、市民を対象に試食会、施設見学会を開催するとともに、給食に関するアンケート調査を実施します。

5 食育の推進

- (1) 栄養教諭が学校で行う食育の指導と連携を取った給食の献立作りや給食だよりの発行などを行います。
- (2) 学校給食センターを給食主任の研修及び児童・生徒の食育の場として提供します。

◎ 市立図書館（中央図書館・西富士図書館・芝川図書館）

各種資料及び情報を収集、整理、保存して市民の利用に供し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的に図書館サービスを実施します。

平成25年度は、市民が安心して自己学習を行うための環境整備を継続して行うほか、子どもに係る資料の整備や事業、子育て支援につながるサービスを積極的に推進します。

1 資料の充実

市民の幅広いニーズ、社会情勢、地域の課題や話題性などに対応できる蔵書の構築に向けて資料を収集します。

- (1) 児童書については、良質で魅力のある文学・絵本、生活や学習に役立つ図書を整備します。
- (2) 富士山に関する資料の収集及びデジタル化・データベース化について検討します。
- (3) 地域資料については、市民ニーズに基づき、テーマ別のファイル資料の作成・整理を行います。
- (4) 資料は適正に管理し、分かりやすく、利用しやすい書架構成になるように努めます。

2 サービス活動の充実

生涯学習の拠点、地域の情報拠点として、図書館サービスの充実を図ります。

- (1) 参考図書、データベース、インターネット情報等のレファレンス情報資源を有効に活用し、的確なレファレンスサービスに努めます。

- (2) 子どもの読書推進については、「富士宮子ども読書活動推進計画」に基づき実施するほか、本による子育て支援を行うためにブックスタート事業を開始します。
- (3) ひばり号の巡回、団体貸出しなどを通じ、地域、小・中学校、幼稚園・保育園、各種福祉施設等の利用者の増加を図ります。
- (4) 施設見学や職場体験の積極的な受入れ及び出前講座等の実施により、図書館の業務内容や社会的な役割を周知し、図書館を有効活用できる利用者の増加と定着に努めます。
- (5) 中学生、高校生、一般社会人等のボランティアの積極的な活用や、市民、各機関等との協働により、開かれた図書館運営に努めます。
- (6) サービス活動を維持するために、施設・設備の改修や改善は迅速に行うとともに、大規模な修繕を計画的に進めます。

3 サービス網の強化

中央図書館、西富士図書館、芝川図書館及び自動車図書館により、広い市域に対応した図書館サービス網の整備を積極的に行います。